

公益財団法人武蔵野市福祉公社介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下、「当法人」という）

東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号 ささえーるむさしの

（目的）

第2条 武蔵野市内の介護を要する人々に対し適切な介護サービスを提供するため、支援に必要な知識や技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

公益財団法人武蔵野市福祉公社 介護職員初任者研修（通信）

（年度事業計画）

第5条 令和8年度の研修は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和8年11月～令和9年1月	11名
計		11名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は、次のとおりとする。

(1)市内福祉事業所（以下「事業所」という）に勤務の意思がある者で、下記条件を全て満たす者

- ・武蔵野市及び隣接市区（三鷹・小金井・西東京・杉並・練馬）に居住している者
- ・全日程を出席し受講できる者

(2)現に事業所に勤務しており、全日程を出席し受講できる者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は、次のとおりとする。（金額は全て税込み）

区 分	内 訳	金 額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	50,000円	50,000円	一括納入	受講開始日前日まで
	テキスト代	無料			

* 第6条(1)の者で、研修修了後に事業所に就職し、研修修了から1年以内に介護職として50時間就労した場合に限り、別途申請により上記費用の全額を返還する。また、第6条(2)の者については、研修の全課程を修了した場合に上記費用の全額を返還する。

* 自己都合もしくは第18条にあげる受講の取り消しにより本研修を受講できなくなった者への返金は、原則行わない。

（使用教材）

第8条 研修に使用する教材は、次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト 中央法規出版

（研修カリキュラム）

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

（担当講師）

第11条 研修する講師は、別紙「講師一覧」のとおりとする。

（募集手続き）

第12条 募集手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受講を希望する者は、当法人指定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、期日までに当法人に郵送、または直接持参する。書類審査のうえ、申し込み順に受講者の決定を行う。
- (2) 受講者決定後、受講決定通知書を受講者あてに送付する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。入金ができない場合、受講資格を取り消すことができる。

（科目の免除）

第13条 履修科目の免除についてはこれを認めない。

（通信形式による実施方法）

第14条 実施方法は下記のとおりとする。

(1) 自宅学習

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師がA、B、C、Dの評価を行う。なお、100点を満点評価とし、評価がC以上のものを合格とする。

評価基準（100点を満点とする）

A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

(3) 個別学習への対応方法

受講者からの質問については電子メール（jimukyoku.m-jinzai@fukushikosha.jp）により受付け、担当講師に照会する。

（修了の認定）

第15条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その

評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。

(2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。

(3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、再評価を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100点を満点とする）

A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

（研修欠席者の扱い）

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合は必ず連絡し、欠席届を提出する。

（補講について）

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。補講の実施は、原則他の事業者で実施し、その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。補講にかかる受講料については、別途受講者が負担する。

原則として、補講できる単位は「項目」ごとであるが、「科目」の内容（実施方法含む。）及び時間数が同一の場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。

なお他事業者が実施する補講を受講した場合は、その証明書を当法人に提出する。

（受講の取り消し）

第18条 次の号の一に該当する者は、受講を取消することができる。

(1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他、受講者としての本分に反した者

（修了証明書等の交付）

第19条 第15条により修了を認定された者は、当法人において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第20条 研修修了者の管理は、次のとおり行う。

(1) 修了者は修了者台帳に記載し、永久保存するとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申出により再発行を行う。費用は、発生しないものとする。

（公表する情報の項目）

第21条 東京都介護員養成研修事業実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、当法人武蔵野市地域包括ケア人材育成センターホームページ（<https://www.m-machigurumi.jp/>）において開示する内容は、以下のとおりとする

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、研修担当者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数

(2) 研修事業情報

研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講までの流れ《募集方法、申込方法等》、費用、留意事項、特徴）、研修カリキュラム（科目別シラバス、科目別担当講師、各科目の特徴）、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、実習施設（実習協力機関の名称、住所）、講師情報（名前、担当科目）、実績情報（過去の研修実施回数、研修修了者数《年度ごと》）、受付窓口（連絡先、申込み先、資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先）

（研修事業執行組織）

第22条 研修は、当法人武蔵野市地域包括ケア人材育成センターが行う。

（その他の留意事項）

第23条 研修の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際しては本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提示等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 ②個人番号カード ③運転免許証 等

- (2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：

公益財団法人武蔵野市福祉公社 総務課 0422-23-1165

- (3) 事業実施により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (4) 受講生に対し、研修において知り得た利用者、職員その他関係者の個人情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知・指導し、個人情報の適正な取扱いについて徹底するものとする。

（施行細則）

第24条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、理事長がこれを定める。

（附則）

この学則は令和8年8月1日から施行する。